

# 序章

I n t r o d u c t i o n

1 景観計画の趣旨

2 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号関係）

3 景観計画の構成

# 1

## 景観計画の趣旨

### (1) 景観計画策定の背景と目的

平成16年6月、景観に関する総合的な法律である「景観法」が公布され、地方自治体が景観行政団体として景観行政を行う基盤が整いました。本市では、平成21年3月「松戸市景観基本計画」を策定し、景観形成の基本的な考え方を示すとともに、同年4月、景観行政団体となりました。これにより景観法に基づき地域の特性を活かしたきめ細かな景観形成を進めることが可能となりました。

本市は、江戸川沿いの低地部とその東に広がる台地部、まちを縁取るみどり豊かな斜面林を伴った谷津により、変化に富んだ起伏ある地形が形成されています。また表情の異なる多くの水辺やまち並みに潤いを与える街路樹、豊かなみどりと一体となった計画的住宅地、みどりのシンボル「21世紀の森と広場」など、様々な景観資源を保有しています。

「松戸市景観計画」は、市民・事業者・行政の「協働」による景観づくりを進め、これらの松戸らしい景観資源を活かし、誇りと自信を持って後世に引き継ぐことができる、魅力あふれるまち並み景観を形成することを目的としています。

なお、本計画は、今後の地域独自の景観づくりの進展や、市民・事業者の取り組みに合わせ、見直しや追加、拡充を行い成長させていきます。

### (2) 計画の位置づけ・役割

「松戸市景観計画」は景観法第8条の規定に基づき策定する法定計画です。本計画は、上位計画となる「松戸市総合計画」に即するとともに、「松戸市都市計画マスタープラン」に適合し「松戸市緑の基本計画」などの部門別計画とも連携を図り、本市における景観形成のマスタープランである「松戸市景観基本計画」に基づいて策定しています。

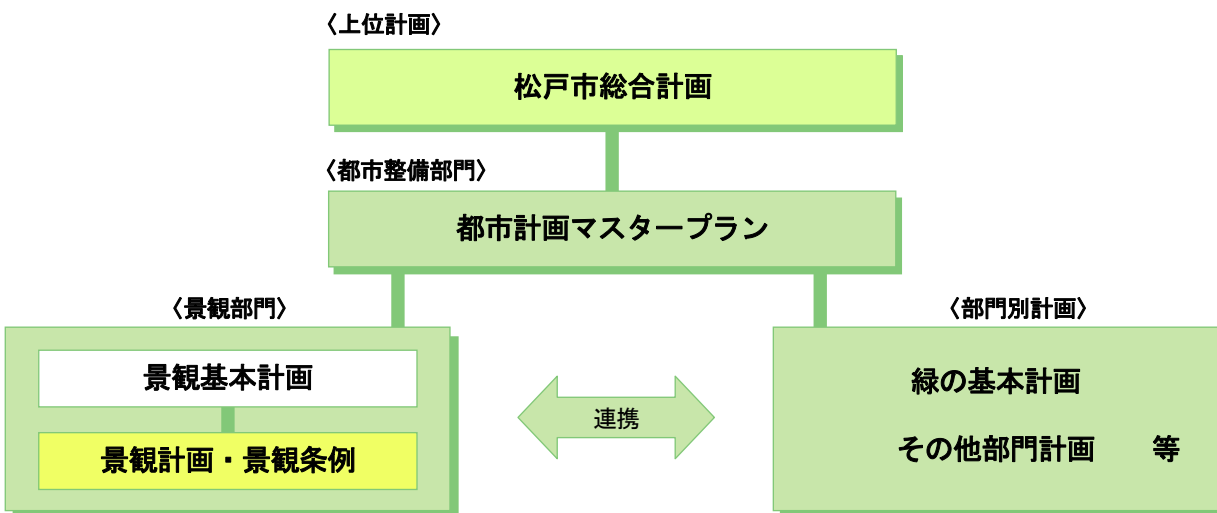


図 景観計画の位置づけ

# 2

## 景観計画区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

### (1) 景観計画区域

本市は、千葉県北西部に位置し、市域面積は約61.33km<sup>2</sup>です。東西に約11.0km、南北に約11.5kmの長さで、都心から約20kmの位置にあり、首都圏近郊の生活都市として発展を続けています。

心の安らぎを感じさせる自然・歴史・文化的景観資源を市内の随所に有することから、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域を松戸市全域と定めます。

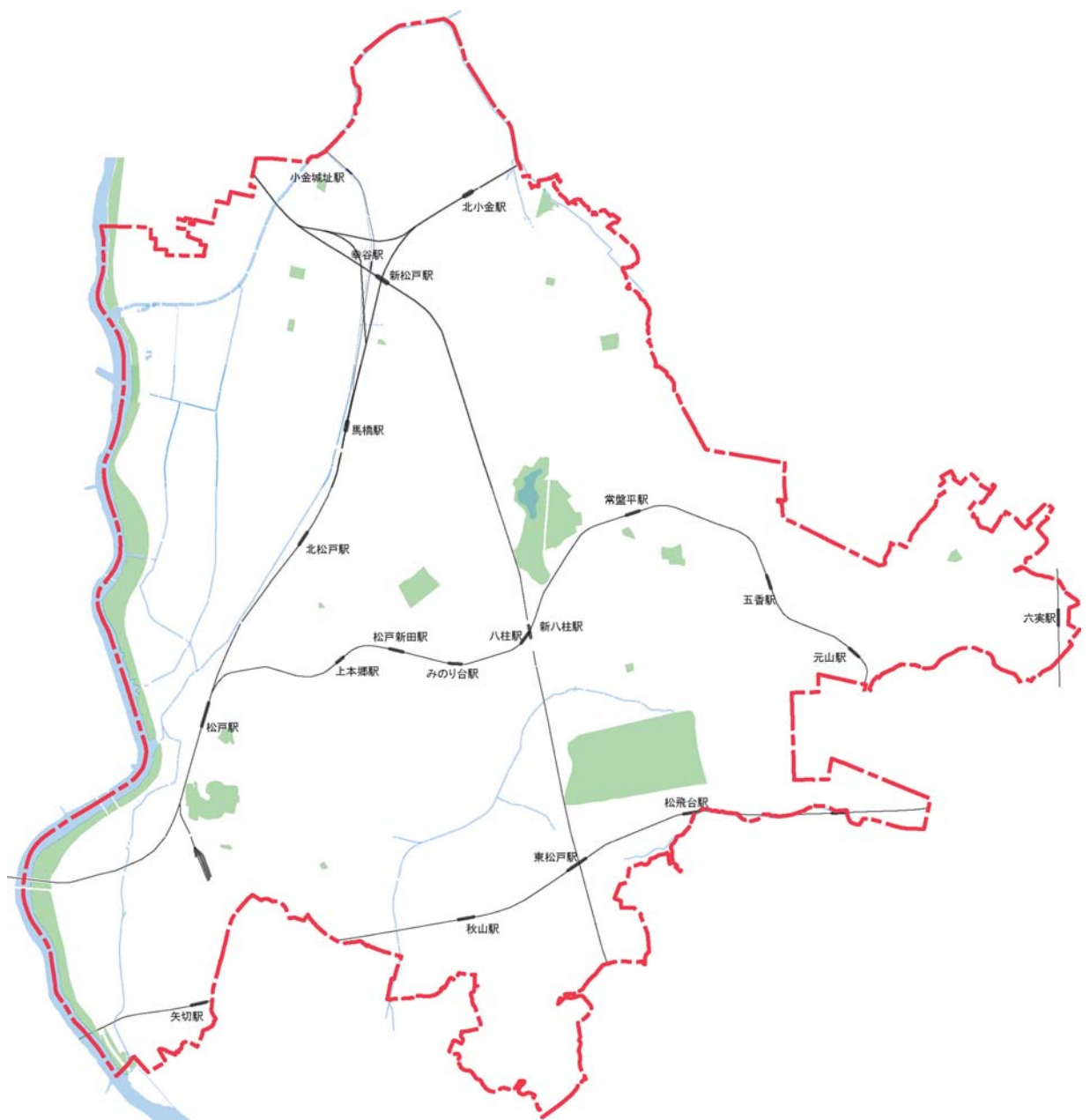


図 景観計画区域

# 3 景観計画の構成

景観計画は以下のような構成をしています。

<b>序章</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>●景観計画の趣旨<ul style="list-style-type: none"><li>— 景観計画の目的、位置づけ・役割、特徴</li></ul></li><li>●景観計画区域：松戸市全域</li><li>●景観計画の構成</li></ul>	景観法第8条第2項第1号関係	景観計画の目的や上位関連計画等に対する位置づけを示し、松戸市全域を景観計画区域として定めています。
<b>1章 良好な景観の形成に関する方針</b>	景観法第8条第2項第2号関係	
<ul style="list-style-type: none"><li>●良好な景観形成に関する方針の体系</li><li>●景観形成の基本方針<ul style="list-style-type: none"><li>— 水辺の景観ゾーン</li><li>— 斜面林と台地の景観ゾーン</li><li>— 台地の景観ゾーン</li><li>— みどりと農の景観ゾーン</li><li>— 中心市街地景観ゾーン</li></ul></li><li>●本市の特性を活かした景観形成（斜面林、水辺、眺望、歴史・文化、農）</li><li>●市街地特性に応じた景観形成（一般市街地、商業系市街地、工業系市街地）</li><li>●色彩効果を活かした景観形成</li></ul>	事前協議	松戸市景観条例に基づく事前協議に際し、景観形成の目指すべき方向を定めています。
<b>2章 届出等の手続きに関する事項</b>	景観法第16条関係	
<ul style="list-style-type: none"><li>●届出対象行為（景観法第16条関係）</li><li>●届出の流れ</li></ul>		景観法に基づき届出が必要な行為について、手続きの流れや行為の種類、規模を定めています。また、届出規模に満たない小規模な建築物等の考え方を示します。
<b>3章 行為の制限に関する事項</b>	景観法第8条第2項第3号関係	
<ul style="list-style-type: none"><li>●行為の制限の基準（勧告・変更命令基準）<ul style="list-style-type: none"><li>— 建築物の形態・意匠の制限</li><li>— 工作物の形態・意匠の制限</li><li>— 開発行為</li></ul></li></ul>	適合審査	届出内容の適合審査基準となる行為の制限を定めています。適合しない場合は、勧告・変更命令の対象となります。
<b>4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針</b>	景観法第8条第2項第4号関係	
<ul style="list-style-type: none"><li>●景観重要建造物、樹木指定の基本的考え方</li><li>●景観重要建造物の指定の方針</li><li>●景観重要樹木の指定の方針</li></ul>		景観上重要な役割をもつ建造物や樹木について、指定の方針を定めています。
<b>5章 屋外広告物に関する事項</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>●屋外広告物の基本的な考え方</li><li>●屋外広告物の表示、掲出に関する指針</li></ul>		千葉県屋外広告物条例に則し、表示、掲出に関する指針を定めています。
<b>6章 景観重要公共施設に関する事項</b>	景観法第8条第2項第5号ロ、ハ関係	
<ul style="list-style-type: none"><li>●景観重要公共施設の基本的な考え方</li><li>●景観重要公共施設の指定について</li></ul>		道路、河川、公園の8施設を景観重要公共施設に指定し、整備に関する考え方や占用許可基準を定めています。
<b>7章 協働による景観形成の方針</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>●行政による景観形成の推進</li><li>●市民・事業者による景観形成の促進・支援</li><li>●景観形成に向けた計画づくり</li></ul>		市民、事業者、行政の協働により景観形成を進めるため、支援策や拠点地区等の景観形成の進め方を示しています。